

めっちゃ ええや〜ん!

JAM 個人医療共済

3つのおすすめポイント

- ① 数ある医療保障で唯一、**組合員の休業自宅治療の保障**があります。
- ② **最大6口**まで加入できます。
- ③ 現在、病気治療中の方でも **健康告知に該当しなければ加入**できます。

助け合いの共済だからこそ制度化できました

加入できる方

満12歳以上、65歳未満の健康告知に該当しない方で、JAMハート共済加入している労働組合の組合員と生計を一にするその家族。

◎家族の加入には、組合員の加入が必要となります。

健康告知

加入申し込み日の3カ月前までに14日以上
の安静加療もしくは休業があった場合は加入
できません。

例 4月20日 申し込み日の場合
1月20日～4月20日の間に14日以上
の安静加療もしくは休業がないこと

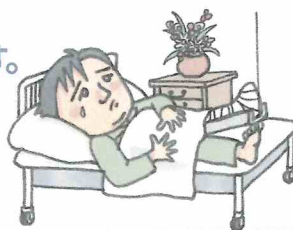
病気で入院

最高 日額 **6,000円**(6口)
連続5日以上で
1日目より
給付します。



ケガで入院

最高 日額 **6,000円**(6口)
1日目より
給付します。



休業自宅治療

最高 日額 **3,000円**(6口)
連続10日
以上で
1日目より
給付します。



掛金と保障内容

1口の掛金は…

月々 **220円**

最高6口まで
加入できます。

継続時に口数の
変更が可能です。

加入口数	月掛金	給付事由		
		病気による入院	ケガによる入院	病気・ケガによる休業自宅治療
		連続して5日以上の場合 1日目より180日限度	1日以上の場合 1日目より180日限度	連続して10日以上の場合 1日目より90日限度
6 口	1,320円	日額 6,000円	日額 6,000円	日額 3,000円
5 口	1,100円	日額 5,000円	日額 5,000円	日額 2,500円
4 口	880円	日額 4,000円	日額 4,000円	日額 2,000円
3 口	660円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 1,500円
2 口	440円	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 1,000円
1 口	220円	日額 1,000円	日額 1,000円	日額 500円

※一共済期間は、毎年7月1日から翌年6月30日です。

※入院、休業自宅治療の給付は、一共済期間で通算して180日が限度です。

※休業自宅治療の給付は組合員本人に限りです。

**入院日数が給付日数に満たない場合は
休業自宅治療として給付します。**

病気入院 3日 + 自宅治療 7日 ⇒ 自宅療養 10日

(連続して)

家族全員入っても
掛金がお得!
お財布に優しいね。
お母さん

として給付します。

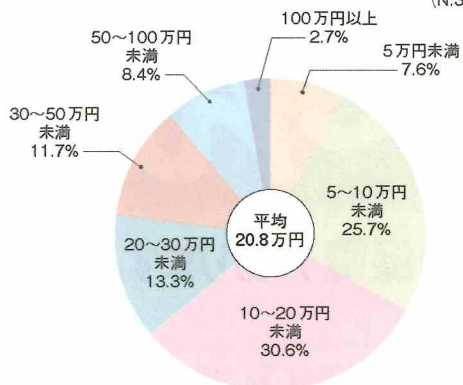


JAM共済 こくみん共済 coop 提携共済運営委員会

JAM 個人医療共済

直近の入院時の自己負担費用

(N:369)



(生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/令和元年度)

医療費は年々増加しており、これに伴い自己負担は拡大し続けています。入院ともなると健康保険などで賄えない差額ベッド代など意外と自己負担はかさむものです。同時に、休業による所得の減少、家計負担は免れません。こうした費用は私的保障で準備しておく必要があります。

Aさんの場合〈脳梗塞で36日間入院し、その後23日間会社を休む〉

加入例① ハート共済のみ加入

ハート共済Aタイプ [月掛金300円]

【入院共済金】

・ハート共済 800円×36日=28,800円

【休業自宅治療】

なし

合計 28,800円

ハート共済Aタイプ [月掛金 300円]
JAM個人医療共済6口 [月掛金1,320円]

【入院共済金】

・ハート共済 800円×36日=28,800円

・個人医療共済 6,000円×36日=216,000円

【休業自宅治療】

・個人医療共済 3,000円×23日=69,000円

合計 313,800円

実際に入院したらどれくらい
お金がかかるかご存知ですか？



病気やケガで入院・通院した場合、保険や共済に給付請求する時に病院等の領収書が必要です。

領収書は捨てずに必ず保管しましょう。

JAM個人医療共済規定・細則 (抜粋)

JAM個人医療共済規定 (抜粋)

【総則】

- この共済は、組合員やその家族が病気やケガで入院をした場合、組合員が病気やケガで休業した場合に保障することを目的としています。
- この共済の加入資格は、満65歳未満でJAMの組合員およびJAMの加盟組合の事業所で働く従業員で加盟組合が認めた者、またその家族で生計を一にする満12歳以上満65歳未満の家族に当たれば加入することができます。但し、家族のみの加入はできません。
- この共済に加入している組合がJAMを脱退した場合、その時点で加入資格は喪失します。
- JAM個人医療共済細則20の④に定める健康告知に該当しない組合員と生計を一にする家族が加入できます。
- 組合を脱退して組合員の資格がなくなったとき、その時点で加入資格は喪失します。ただし、上記2に該当した場合はその限りではありません。
- 組合員が死亡したとき、その時点で加入資格は喪失します。

【加入】

- この共済の権利は、加入申込書をJAMへ提出した翌月の1日午前0時より発生します。
- 1口あたりの共済掛金は、月払い・220円、半年払い・1,320円、年払い・2,640円です。
- 加入口数の限度は6口までです。
- 加入口数の変更は、継続時に行うことができます。
- 加入資格を喪失した場合、既に納入されている掛金は返戻しません。その場合、納入している掛金の有効期間に限り権利を保障します。
- 組合員以外の加入者については、該当共済期間終了までは継続することができます。

【共済金】

- 加入者が病気またはケガで入院した場合、1口あたり1日につき1,000円の入院共済金を1共済期間内において最大180日間給付します。ただし、病気による入院の場合は連続5日以上入院が対象となり、1日目から給付します。ケガによる入院の場合は1日以上入院が対象となり、1日目から給付します。
- 組合員本人が連続して10日以上にわたって病気またはケガのため休業し、自宅での療養にあたったとき、1口あたり1日につき500円の自宅療養共済金を1日より一共済期間内において最大90日間給付します。

【共済金の給付】

- 共済金を受けようとする者は、次の書類および証明書を添えて請求してください。
 - 診断書
 - 入院証明書
 - その他必要な書類
- 共済金の受取人は本人としますが、加入者が死亡した場合の取り扱いとは労働基準法施行規則第42条および第43条の規定を適用します。ただし、上記による受取人がいない場合は、民法による相続人とします。
- 次に掲げる場合は、共済金を給付しません。
 - 共済金請求の事由が発生してから正当な理由がなく3年以上請求しなかったとき
 - 共済掛金が定める期日を超えて納入されていないとき
 - 加入申込、中途脱退および共済金請求に必要な所定の用紙に虚偽の記載をしたとき
 - 加入者が上記2に定める加入資格の条件を欠いているとき
 - 加入者が自己の犯罪行為によって入院の事態が発生したとき
 - 加入者または家族の故意または重大な過失によるとき
 - 先天異常によるとき
 - 慢性中毒によるとき

JAM個人医療共済細則 (抜粋)

- ⑨ 切迫流産、妊娠中毒症、帝王切開等異常な妊娠、分娩による自宅療養
- ⑩ 戦争・動乱および天災地変により死亡または障害状態になったとき
- ⑪ その他、JAMが共済金の給付を不適当と認めたとき
- 18 加入者が共済金の給付を受けた後に、上記17に該当することが明らかになった場合は、直ちに共済金を返済しなければなりません。
- 19 この規定に従って共済金を支払いその他の事務を行った後に、加入者の責めにより生じた損害については、その責任を負いません。

JAM個人医療共済細則 (抜粋)

【給付の定義】

- ① 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ② 休業自宅治療とは、医師により就業困難のため、休業し自宅において治療が必要であると診断され、その指示により、自宅等において治療に専念することをいいます。
- ③ 病院とは、医療法に定める病院をいいます。診療所とは、医療法に定める患者の収容施設を有する診療所とします。但し、四肢の脱臼、骨折、打撲、捻挫の治療に限り、柔道整復師法に定め施設所に収容された場合には、該当施設所について病院または診療所に準ずるものとします。
- ④ 病気やケガのため、加入3ヶ月前における安静療養もしくは休業の日数が14日(14日)以上におよんでいるかどうかを、健康告知とします。但し、自動継続の場合、既加入口数については、これを問いません。安静療養もしくは休業とは、①入院の定義および②休業自宅治療の定義に準じた状態をいいます。
- ⑤ 入院日数が給付基準に不足する場合で、入院と休業自宅治療が連続して10日以上にわたる場合は、休業自宅治療として取り扱うことができます。但し、その場合の添付書類はそれぞれの事実を証明するものとします。
- ⑥ 共済金の支払われる日数の最高限度
 - (1) 入院あるいは休業自宅治療において、一共済期間内における通算給付日数は、最高180日です。この期間における入院あるいは休業自宅治療それぞれの回数、重複を問わないものとします。また、この期間における入院日数、休業自宅治療日数が最高給付日数を上回る場合は、入院日数を優先します。
 - (2) 継続入院による給付日数については、180日の給付日数終了後は、次の共済年度に入ってからまた給付対象とし、以降繰り返します。
 - (3) 継続休業自宅治療による給付日数についても、90日の給付日数終了後は、次の共済年度に入ってからまた給付対象とし、以降繰り返します。
- ⑦ 入院あるいは休業自宅治療において、疾病の回復を問わず、主共済期間満了して540日の給付を受けた者については、次の共済年度(1ヵ年)の給付期間を置いて給付を行う。
- ⑧ JAM個人医療共済は、加入権利発生日後に発生した病気・ケガによる入院および組合員本人の休業自宅治療を給付の対象とします。加入権利発生日より前に発生した病気・ケガによる入院および組合員本人の休業自宅治療は給付の対象外とします。また増口権利発生前に発生した病気・ケガによる入院および組合員本人の休業自宅治療の給付は、増口前の口数で給付します。

【加入の取扱いについて】

- 21 ① 家族とは、組合員と生計を一にする(同居であること)を要しない配偶者、実父母、養父母、養子、未婚の養子、養子、未婚の兄弟姉妹をいいます。
- ② 組合員が死亡した場合は、死亡した日をもって脱退の取り扱いとし家族加入者の共済期間満了の日まで家族の加入を継続します。
- ③ 定年退職者の退職日が共済期間の途中である場合は、その共済期間満了の日まで加入を継続します。

個人情報保護法 への 対応について

〈JAMからのお知らせ〉

当該共済の運営に当たっては、加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)〈以下、個人情報〉を取り扱います。当該共済の運営において入手する個人情報を、当該共済の事務手続きのために使用します。受領した個人情報を共済金等の支払い、ご契約の維持管理、その他関連・付随する業務のために利用し、業務提携先上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続きそれぞれ上記に準じて取り扱われます。JAMの個人情報の取り扱いにつきましては、ホームページ(<http://www.jam-union.or.jp>)をご参照下さい。

連絡先 (お問い合わせは労働組合窓口及び各地方JAM、こくみん共済coop各推進本部へ)